

豪州国外からシドニーを経由して日本へ帰国する場合の免除申請等(第三国から豪国内の空港での乗り継ぎ規制の除外措置)

#### 【ポイント】

●豪州国外からシドニーを経由して日本へ帰国する場合、第三国から豪国内の空港での乗り継ぎ規制の除外措置を受けるため、(1)トランジットビザ申請、(2)入国制限適用除外申請(ABF)、(3)検疫免除申請(NSW 州保健省の手続き)が必要になります。

●シドニー空港での乗り継ぎが8時間～72時間の場合は上記の(1)と(3)を申請してください。8時間以内の場合は上記の申請は全て不要です。

#### 【本文】

豪州国外からシドニーを経由して日本へ帰国する場合、第三国から豪国内の空港での乗り継ぎ規制の除外措置を受けるため、(1)トランジットビザ申請、(2)入国制限適用除外申請(ABF)、(3)検疫免除申請(NSW 州保健省の手続き)が必要になります。

シドニー空港での乗り継ぎが8時間～72時間の場合は上記の(1)と(3)を申請してください。8時間以内の場合は上記の申請は全て不要です。

(1)「豪州トランジットビザ」=Transit visa (subclass 771) (以下「ビザ」)

下記リンクから、申請してください。このビザでは最長 72 時間豪州に滞在できます(日本人が8時間以内に乗り継ぎする場合はビザが免除になります)。

○豪内務省ホームページ(トランジットビザ)

<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/transit-771>

(2)「豪州入国制限適用除外申請」= An ABF Commissioner's exemption to Australia's current travel ban(以下「ABF」)

下記リンクから、「I want to transit through Australia」を選んで進んでください。

○豪内務省ホームページ(request to travel form)

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

#### <申請の際の留意点>

-ビザとABF両方を申請する場合、先にビザを申請し、その後ABFを申請してください。

ビザ申請後、結果通知を待たずに、ABFの申請に進んでください。

-ビザ申請後数日待っても通知が来なければ、[immigration.auckland@dfat.gov.au](mailto:immigration.auckland@dfat.gov.au)

にご連絡ください。

-ABF の申請には航空券のチケットが必要になります。一方で、トランジットが許可されるとは限りませんので、航空券が無駄になるリスクがあります。払い戻し可能か、変更可能なチケットを手配することをお勧めします。

-ABF 申請の際、添付書類の形式上の問題(日本語の文字化け、容量が大きすぎるなど)で申請に失敗するケースがあるようですが、形式を工夫すること(PDF ではなく PNG 形式を用いるなど)で解決する場合があります。

-上記ビザ等の申請は、1週間以上の猶予を持って行うことをお勧めします。

-本メールを受信した時点で、すでにビザ及び ABF を取得済みの方は、改めて申請する必要はございません。

手続きの詳細は以下のサイトをご覧ください(日本語有り)

○豪内務省ホームページ(豪州経由での乗り継ぎ)

<https://covid19.homeaffairs.gov.au/transiting-australia>

### (3)「検疫免除申請」(NSW 州保健省の手続き)

海外から豪州への渡航者は、NSW 州警察の指示に従い14日間の自己隔離(検疫)措置を義務付けられますが、トランジットで NSW 州から日本へ移動する場合には、14日間の自己隔離(検疫)措置を免除してもらう必要があります。

検疫免除の申請は、以下の NSW 州保健省のサイトからオンラインで申請してください。

○NSW 州保健省の検疫免除申請ウェブサイト

<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/covid-19/Pages/quarantine-exemptions.aspx>

#### <申請の際の留意点>

-上記ウェブサイトの「Apply for an exemption」という文字をクリックすると、検疫免除申請フォームの画面が開きます。初回はログイン名等を登録する必要があります。アカウントを持っていない場合はサインアップを行い入力画面へ進んでください。

-必要事項を入力し、最後に「送信」をクリックしてください。なお、家族等を同伴する場合は、各人につき1件の申請を行う必要があります。

-検疫免除が承認されれば、当局からその旨のメールが届きます。承認には数日かかる可能性もあるため、シドニー経由で日本へ帰国される方は、早めに申請を行ってください。

-申請後数日待っても結果が通知されない場合は、以下にお問い合わせください。

・NSW 州保健省(検疫免除申請担当)+61 2 8741 4619

[moh-covid19-quarantine@health.nsw.gov.au](mailto:moh-covid19-quarantine@health.nsw.gov.au)

(1)～(3)の手続きの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

○在ニュージーランド日本国大使館ホームページ(シドニー経由帰国便に関するお知らせ)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00027.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00027.html)

※本件は、シドニー在留邦人に直接関わるものではありませんが、当館には以前より多数の照会が寄せられておりますので、広くお伝えするものです。

※豪州ビザ、入国制限適用除外申請(ABF)及び検疫免除申請は、豪州政府又はNSW州政府の手続きであり、申請方法や記載内容については、在外公館が最終的な責任を持ってお答えすることはできませんので、この点予めご了承ください。上記の内容は、現時点で豪州政府等に問い合わせて確認したのですが、豪州側の事情による急な変更などもあり得ますので、常に最新の情報をウェブ及び航空会社、旅行代理店などからから入手するようにしてください。

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>